

資料提供

令和6年5月29日（水）

照会先：保健医療部生活衛生課食の安全対策室

担当者：室長補佐 澁澤 弥生

連絡先：029-301-3424（内線）3421、3424

生鮮マンゴーから基準値を超える農薬（ジフェノコナゾール）の検出について

令和6年5月28日（火）、厚生労働省から当課あてに、「成田空港検疫所が行った輸入食品モニタリング検査の結果、茨城県内の事業者が輸入したタイ産の「生鮮マンゴー」から、基準値を超える農薬が検出された。」との連絡がありました。

当該事業者を管轄する土浦保健所長はこの連絡を受け、本日、食品衛生法に基づき、当該事業者に対し違反品の回収を命じました。

1 輸入者

名 称：関根 和仁

住 所：かすみがうら市宍倉 6293-9

2 違反品

品 名：生鮮マンゴー

輸 出 国：タイ

輸 入 数 量：285kg（5kg×57CT）

輸入年月日：令和6年5月14日（火）

3 検査結果

農薬（ジフェノコナゾール）0.26ppm 検出（基準値：0.07ppm）

4 出荷先及び出荷数

（1）出荷年月日：令和6年5月17日（金）、令和6年5月18日（土）

（2）出 荷 先：①神奈川県、兵庫県及び群馬県の飲食店

②水戸市の食品販売店

③消費者に直接販売

（3）出 荷 数：283.46kg

※輸入数量のうち、1.54kg は検疫所の検査で使用。

5 県の対応等

- ・土浦保健所は食品衛生法第59条に基づき違反品の回収を命令しました。
- ・今後、違反品の回収状況の確認を行います。

県民の皆様へ

ジフェノコナゾールの ADI(1 日許容摂取量)は、体重 1 kg 当たり 0.0096mg であり、体重 60kg の人に換算すると、0.576mg/日となります。この量は今回違反のあった「生鮮マンゴー」を体重 60kg の人が生涯にわたって毎日約 2.2kg を食べ続ける場合に相当することから、通常の食生活において人の健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

【 参 考 】

ジフェノコナゾールの概要

1. 名 称：ジフェノコナゾール、Difenoconazole
2. 用 途：農薬
3. 毒性評価：ADI 0.0096mg/kg 体重/日

(ADI とは体重 1 k g あたりの 1 日許容摂取量、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量)